

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2192号)

令和元年9月27日

横情審答申第2192号

令和元年9月27日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年12月27日建情第1619号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「1項・平成29年10月17日付等、A建築局建築指導部情報相談課長殿には文書を多数頂き、虚言文書を承認済とし社会に送り出していることについて開示請求をさせて頂く。①平成18年8月23日シェルビル内で違反对策課からの転送電話を受け作成した文書。②平成18年8月23日に受けた内容に基づきB職員に調査を指示した文書。③平成18年9月12日に調査したB職員の「違反は無かった」との回報文書の開示。④平成18年9月12日に調査した結果をCに電話回答した際の応答文書の開示。」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「1項・平成29年10月17日付等、A建築局建築指導部情報相談課長殿には文書を多数頂き、虚言文書を承認済とし社会に送り出していることについて開示請求をさせて頂く。①平成18年8月23日シェルビル内で違反对策課からの転送電話を受け作成した文書。②平成18年8月23日に受けた内容に基づきB職員に調査を指示した文書。③平成18年9月12日に調査したB職員の「違反は無かった」との回報文書の開示。④平成18年9月12日に調査した結果をCに電話回答した際の応答文書の開示。」を非開示とした決定のうち、「①平成18年8月23日シェルビル内で違反对策課からの転送電話を受け作成した文書」を非開示とした決定は妥当ではなく、「建築相談票（平成18年8月23日）」を対象行政文書として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきであるが、その余の部分の非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「①平成18年8月23日シェルビル内で違反对策課からの転送電話を受け作成した文書」（以下「文書1」という。）、「②平成18年8月23日に受けた内容に基づきB職員に調査を指示した文書」（以下「文書2」という。）、「③平成18年9月12日に調査したB職員の「違反は無かった」との回報文書」（以下「文書3」という。）及び「④平成18年9月12日に調査した結果をCに電話回答した際の応答文書」（以下「文書4」という。文書1から文書4までを総称して「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成29年11月1日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書は、平成18年度に作成された行政文書であるが、担当課において作成したか不明であり、執務室及び書庫等を探したが、存在を確認できなかった。
- (2) よって、審査請求人の求める文書は作成し、又は取得しておらず、存在していな

いため、条例第10条第2項に基づき、非開示決定を行った。

- (3) しかし、対象とされた行政文書のうち、文書1については、平成30年9月20日、建築局建築指導部建築指導課（以下「建築指導課」という。）書庫内で発見された。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 実施機関の非開示の理由は虚言である。
(2) 実施機関が行った隠蔽行為は、実施機関が職務について行った失態行為の責任を覆い隠すものである。

5 審査会の判断

- (1) 本件処分に至る経緯について

ア 実施機関は、平成4年に、旭区白根の特定番地の民地（以下「土地甲」という。）先に係る土地について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路であると判定した。その後、土地甲は審査請求人の所有するところとなり、当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導等が行われた。しかし、平成21年になって、当該道路判定は誤りであることが判明し、実施機関は道路判定を変更した。

また、土地甲に関しては、昭和43年に国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、平成10年には市道との境界を確認する境界復元の手続が従前所有者と市との間で行われ境界標が設置された。審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路境界復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがあること、境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対して主張し続けている。

イ 審査請求人は、土地甲先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関して実施機関が保有する行政文書や、これ以外にも審査請求人が提出した開示請求書、開示請求に対する開示決定等を決定した起案文書等を対象として、繰り返し多数の開示請求を行っている。

審査請求人による開示請求書の記載は、冗長で要領を得ない記載が多く、請求内容が明確なものとは到底いえないものが多く含まれており、実施機関による補正依頼に対しても審査請求人は応じていない。開示の実施についても、ごく一部を除き、

全く応じていない。

さらに、開示請求に対する開示決定等について繰り返し審査請求を行っており、本件審査請求もその一部である。

(2) 建築相談に係る事務について

横浜市では、市民から建築基準法に係る建築物の敷地、構造及び建築設備についての建築相談を受けた場合、建築局建築指導部情報相談課（以下「情報相談課」という。）が資料調査及び現地調査を行い、状況に応じて現場で写真を撮影する。その後、それらの調査結果をもとに、建築基準法に違反する疑いがある建築物かどうか確認し、建築相談票を作成している。調査の結果、建築基準法の違反が認められた場合、建築局建築監察部違反对策課（以下「違反对策課」という。）に情報を引き継いでいる。

なお、平成18年当時は、まちづくり調整局情報相談部情報相談課（現在の情報相談課）が、相談のあった建築物及び敷地について資料調査及び現地調査を行い、建築基準法の違反が疑われる場合には、まちづくり調整局建築審査部建築審査課（以下「建築審査課」という。）に引き継ぎ、そこで違反の有無について調査をした結果、建築基準法の違反が認められた場合に、建築主や建築物の所有者に対し初期指導業務を行っていた。その後、平成21年度からは、初期指導業務が、建築審査課（現在の建築指導課）から当時のまちづくり調整局建築監察部違反对策課（現在の違反对策課）へ移管された。さらに平成29年度からは、違反の疑いがある場合に調査をし、違反对策課へ引き継ぐ業務が、建築局建築指導部建築安全課から情報相談課に移管されている。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書のうち、文書1は、情報相談課が、ある市民から平成18年8月23日に受けた建築相談に係る建築相談票であり、文書2は、同日の相談を受けた際に担当職員への指示を記載したもの、文書3は、担当職員が同年9月12日の調査結果を報告したもの、そして文書4は、Cへの回答に関する文書である。

実施機関は、文書1から文書4までをいずれも不存在を理由に非開示とした。しかし、文書1については、後日発見された旨、追加の弁明書で弁明している。

(4) 本件審査請求文書の特定の妥当性について

実施機関の説明によると、実施機関は開示請求書の記載からその内容を理解するように努め、文書番号の記載があるものや意味内容を読み取れるものについては、該当する文書を特定し、さらに一見して記載が明確なものでないものについても、過去の請求内容や日時、場所、人などで判断できるキーワードがあればこれを用いるなどし

て、該当する文書を特定しているとのことであつた。

開示請求書を見るに、審査請求人による記載は、明確なものとは到底いえないものが多く含まれている。また、実施機関による補正依頼に対しても、審査請求人は、応じていないとのことであつた。

このような状況において、実施機関による本件審査請求文書の特定は、不合理なものとはいえず、その他特段の問題は認められない。

そこで、以下、文書の特定以外の点について検討する。

(5) 本件審査請求文書の不存在について

ア 本件審査請求文書の不存在について、令和元年5月17日に事情聴取を行ったところ、次のような説明があつた。

(ア) 文書1は、開示請求書の記載から、平成18年8月23日に建築相談を受けた際の文書である「建築相談票（平成18年8月23日）」と解される。

(イ) そもそも、平成29年度に違反調査業務が建築局建築指導部建築安全課から情報相談課へ移管された際、引き継いだ書類の中に文書1が含まれていなかった。

(ウ) そのため、本件開示請求を受けた際にも、情報相談課では文書1を保有しておらず、探しても見つからなかったため非開示決定を行った。

(エ) しかし、その後、平成30年9月20日に、文書1は建築指導課書庫内で発見された。

(オ) 文書2から文書4までは、開示請求書の記載から、平成18年8月23日に建築相談を受けた際の担当職員への指示、同年9月12日の調査報告及びCとの応答の内容に関する文書と解される。

(カ) 通常の運用では、内部の調整や相談者等との応答については、建築相談票に追記をするところ、請求人が請求している上記各文書の内容については平成18年8月23日の建築相談票に追記されていない。

(キ) それ以外に、調査を担当者に指示する場合に作成する文書、調査後の報告書及び相談者等との応答を記載する文書の定例書式はない。

(ク) 定例書式はないものの、任意の書式で建築相談票以外に報告書等を作成している可能性もあるため、念のため執務室及び書庫等を探したが、文書2から文書4までに該当する文書の存在は確認できなかった。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 文書1については、平成30年9月20日に建築指導課書庫内で発見されたと実施

機関は説明している。そこで、実施機関から当該文書の提出を受けて確認したところ、確かに文書1であると認められた。文書の存在が確認できたのであるから、実施機関は当該文書を対象行政文書として特定の上、改めて開示、非開示を決定すべきである。

なお、本来は対象行政文書を特定する時点で、実施機関が保有する文書の存否について慎重に判断し確認すべきであった。

- (イ) 文書2から文書4までについては、当審査会で「建築相談票（平成18年8月23日）」を見分したところ、内部の調整やCとの応答について記載されていなかった。

その他の実施機関の説明も不自然とはいえ、また、審査請求人が主張しているような故意に隠蔽したと思わせる事情も確認できない。

その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を非開示とした決定のうち、文書1を非開示とした決定は妥当ではなく、「建築相談票（平成18年8月23日）」を対象行政文書として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきであるが、その余の文書について非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年12月27日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成30年1月4日	・審査請求人から意見書を受理
平成30年1月18日 (第226回第三部会) 平成30年1月19日 (第329回第二部会) 平成30年1月23日 (第311回第一部会)	・諮問の報告
平成30年10月5日	・実施機関から弁明書(追加)の写しを受理
平成30年11月5日	・審査請求人から弁明書(追加)に対する意見書を受理
平成30年11月16日	・審査請求人から弁明書(追加)に対する意見書を受理
平成31年3月22日 (第355回第二部会)	・審議
平成31年4月10日 (第356回第二部会)	・審議
平成31年4月26日 (第357回第二部会)	・審議
令和元年5月17日 (第358回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
令和元年5月31日 (第359回第二部会)	・審議
令和元年6月14日 (第360回第二部会)	・審議
令和元年6月28日 (第361回第二部会)	・審議